

橿原市監査公表第2号

令和6年12月2日付け橿原市監査公表第5号において公表した橿原市職員措置請求に関する監査結果に対する措置状況について、別紙のとおり橿原市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定に基づき公表します。

令和7年3月4日

橿原市監査委員 久保田 幸治

橿原市監査委員 中面 達也

橿原資経第2584号

令和7年2月28日

橿原市監査委員 殿

橿原市長 亀田 忠彦
(担当：財務部 資産経営課)

監査結果（勧告）に対する方針について（通知）

令和6年11月27日付け監査結果における勧告に対し、別紙の通り方針を整理しましたので通知します。



監査結果に対する方針について

令和6年10月8日に提出された榎原市職員措置請求書について、同年11月27日付けで監査結果が示され、市執行機関に対し必要な措置を講ずるよう勧告を受けたことについて、以下の通り方針を整理しましたのでご報告いたします。

(報告内容)

榎原市曲川町4丁目1297番1の市有地（以下「本件土地」という。）につきまして、官民境界を確定するための登記測量業務委託料を令和7年度当初予算として要求しました。

令和7年度当初予算が確定する見込みがついた段階で、官民境界確定の協力を得るべく、曲川町自治会役員並びに地域住民（以下「地域住民等」という。）に対し、本件土地について説明をおこない、本件土地の境界確定に向けた協力を依頼します。

地域住民等の一定の理解を得られた段階で、登記測量業務委託により、本件土地の筆界並びに境界確定を目指します。

境界が確定した段階で、現在通路や自治会駐車場として利用のある部分については、公共的に使用されている場所として、地元自治会に使用貸借し、地元自治会による日常管理を求めます。

また、河川沿いの通路については、境界明示後の登記測量により、不法占有されている区域・面積が確定した段階で、隣接地権者に対して、購入または賃貸借による使用の意思確認をおこない、相応の費用負担を求めます。

以上